

通 関 業 務 料 金 表

SBSグローバルネットワーク株式会社

通 関 業 務 の 種 類		単 位	基 本 料 金
① 輸 出 (積 戻 し) 申 告		1 件	8,000 円
② 輸 入 申 告	申 告 納 税 (予 備 申 告 を 含 む)	//	15,000 円
	賦 課 課 税	//	15,000 円
	保 税 蔵 置 場 蔵 出 ・ 総 合 保 税 地 域 総 保 出 (加 工 又 は 製 造 若 し く は 展 示 さ れ た も の を 除 く 。)	//	9,000 円
③ 保 税 蔵 置 場 蔵 入 申 請		//	9,000 円
④ 保 税 工 場 移 入 申 請		//	9,000 円
⑤ 保 税 展 示 場 蔵 置 等 承 認 申 請		//	9,000 円
⑥ 総 合 保 税 地 域 総 保 入 申 請		//	9,000 円
⑦ 輸 入 許 可 前 貨 物 引 取 申 請		//	8,000 円
⑧ 外 国 貨 物 船 (機) 用 品 積 込 申 告		//	8,000 円
⑨ 外 国 貨 物 運 送 申 告		//	8,000 円
⑩ そ の 他 の 申 告 ・ 申 請 又 は 届		//	3,000 円
⑪ 諸 申 告 又 は 許 可 承 認 書 写 作 成		//	2,000 円
⑫ 割 増 料		//	業 務 内 容 に よ り 変 動
⑬ 税 関 検 査 立 会 料		//	業 務 内 容 に よ り 変 動

- (備考)
- (1) ②の輸入申告欄の申告納税において、予備申告とは、「予備審査制について」(平成12年3月31日付蔵関第251号)における予備申告をいう。

(2) 保税工場移出輸入申告及び総合保税地域総保出輸入申告(加工又は製造若しくは展示又は使用されたものに限る。)については、申告納税、賦課課税の各区分により②の輸入申告の料金を適用する。

(3) 輸出(積戻し)申告書又は外国貨物船(機)用品積込申告書をもって運送申告書を兼用するときは、運送申告として⑨の運送申告の取扱料金は請求いたしません。

(4) 輸出(積戻し)申告書又は外国貨物船(機)用品積込申告書をもって運送申告書を手続のみを独立して依頼され行った場合(例えば、倉主から依頼され外国貨物廃棄届出の手続のみを行う場合等)又は主たる手続と経常的には結びつかない場合(例えば、開庁時間外の執務を求める届出手続等)に限る。

(5) ⑫の割増料を請求できるのは、次のような場合とする。

イ 輸入申告手続きの一環として輸入貨物の評価に関する申告、修正申告、更生の請求等の手続を行う場合等で、それに要した事務量からみて割増料を請求すべき相当の理由があるとき。

ロ インボイス記載品目が多いため、輸出又は輸入申告書の作成において、関税定率法別表の所属区分の決定(統計品目番号の分類を含む。)、数量又は価格の計算等に特別の手数を要したとき。

ハ 戻し税手続のための特別の手数を要したとき。

ニ 税関の検査・分析等の関係で特別の手数を要したとき。

ホ 1件の委託に係る貨物の申告を分割するため、特別の手数を要したとき。

ヘ その他手続上一般の場合に比較して特別の手数を要したとき。

ト 1申告が複数の欄からなる場合

(6) 小包、携帯品、託送品及び別送品の取扱料は、料金表①、②に準ずる。

(7) 貨物検査のための開梱運搬に要した労賃、運送料、遠隔地に所在する税関官署への申告、申請、届、遠隔地の検査立会い又は関税法基本通達67の3-2-3の(1)に規定する特定委託輸出申告に係る貨物の確認に要した交通費等の特別の費用については、別に請求することができる。

(注)次に掲げる手続きについては、表(備考を含む)に掲げる料金は適用しない。

イ 輸入貨物の評価に関する申告(関税法施行令第4条第3項<包括申告書>に基づく申告に限る。)

ロ 特例申告(特例申告貨物(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。)の輸入申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く。)

ハ 特例申告貨物の輸入申告(当該特例申告貨物に係る特例申告について併せて代理の依頼を受けている場合を除く。)

ニ 関税法第7条の2第1項の承認の申請

ホ 関税法第67条の3第1項の承認の申請

ヘ 修正申告(輸入の許可後に行うものに限る。)

ト 更生の請求(輸入の許可後に行うものに限る。)

チ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請

(8) ①:3欄まで1件、超過分は5欄ごとに1件加算した件数とする。

②~⑦:2欄まで1件、超過分は4欄ごとに1件加算した件数とする。